

1. 議 事 日 程（4 日 目）

（平成26年那智勝浦町議会第 3 回定例会）

平成26年 9 月11日

9 時 開 議

於 議 場

日程第 1	報告第17号	那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について……………	169
日程第 2	報告第18号	健全化判断比率の報告について……………	171
日程第 3	報告第19号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	173
日程第 4	議案第51号	那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する 条例……………	173
日程第 5	議案第52号	那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例……………	174
日程第 6	議案第53号	那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例……………	177
日程第 7	議案第54号	那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關す る基準を定める条例……………	177
日程第 8	議案第55号	平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第 2 号）……………	184
日程第 9	議案第56号	平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 （第 1 号）……………	206
日程第10	議案第57号	平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	207
日程第11	議案第58号	財産の取得について……………	209
日程第12	議案第59号	財産の取得について……………	210
日程第13	議案第60号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	210
日程第14	議案第61号	教育委員会委員の任命について……………	211
日程第15	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について……………	212
日程第16	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について……………	213
日程第17	請願、陳情の委員会付託について……………		214
日程第18	意見書第 1 号	ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める 意見書（案）……………	214

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 隆 夫
5 番	蜷 川 勝 彦	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
9 番	松 岡 大 輔	1 0 番	山 縣 弘 明
1 1 番	中 岩 和 子	1 2 番	引 地 稔 治

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	森 崇	消 防 長	塩 崎 文 二
参 事 (総務課長)	城 本 和 男	参 事 (教育次長)	瀧 本 雄 之
総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔	会 計 管 理 者	田 代 雅 伸
病院事務長	喜 田 直	税 務 課 長	久 原 章 功
住 民 課 長	玉 井 弘 史	福 祉 課 長	大 江 政 典
観光産業課長	松 下 安 孝	建 設 課 長	橋 本 典 幸
水 道 課 長	藪 根 敏 夫	総務課副課長	矢 熊 義 人

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	伊 藤 善 之
事 務 局 主 査	寺 地 強
事 務 局 副 主 査	疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第17号 那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について

○議長（森本隆夫君） 日程第1、報告第17号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についてを議題とし、昨日の議事を続けます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 昨日の審議の中で、私の不手際によりまして審議をとめてしまい、皆様の貴重な時間、多大な御迷惑をかけたことおわび申し上げます。

おはようございます。

それでは、質問の事項にお答えさせていただきます。

那智勝浦冷蔵株式会社の経営状況について、この表の欄の賃貸料が次年度の賃貸料、リース料の金額と合っていないんじゃないかという質問でございました。

この賃貸料の算出に際しましては、魚商協同組合の場合、固定資産税、そしてフォークリフト等のリースをしている機械のリース料を、勝浦冷蔵株式会社で使うので、それを引き受ける分と、あと勝浦魚商協同組合につきましては、ずっと利益を生んで、黒字団体ということでございました。そして、賃借料を決めるに当たり、利益の相当分を賃借料の中に組み入れるということで算定をしております。そのうち、25年度の2月、3月につきましては、2月、3月は勝浦の市場の最盛期、12月から3月、4月ぐらいまでは最盛期ということで、この時期に入る利益というのが多々ございます。ですから、ことしの2月、3月につきましては、その利益相当分、一番収益の出る2月、3月ということで、それまでの5年間の利益の平均を出しまして、利益相当分をそれぞれ91万7,000円ずつそこに組み入れて、実行しております。それに対しまして、26年度会計予算になりますと、1年間通しますと、最盛期の利益の出る時期と、そして閑散期の余り利益が出ない時期あるいはマイナスの発生する時期、そういうこともなりますので、年間の利益相当分で440万円という金額でございます。それをもとに集計したのが賃借料の856万円、それになってくるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 話としては理解できますけどね、もとに戻りますと、この2つの魚商組合も漁業協同組合もですよ、この2つの団体は製氷施設と冷凍冷蔵施設がその団体の経営を圧迫してるということから始まって、今行政が、町が製氷施設と冷凍冷蔵庫施設を建てて、その

人たちの支援をしようと。その団体の支援をしようという、そういう発想から始まったんでしょうが。それが利益が出てるという前提のもとに、この賃借料が計算されてある。おかしい話なんです、大体からして。それで、2月、3月はもうかったらんと。だから、それに相当する分を持ってこいと。賃借料でもって持ってこいと。そらおかしいでしょう。それだったら、なぜ冷蔵冷凍施設をそんなに早目につくったんですか。そこの経営に資する施設をなぜ町が今の時期に、この財政厳しい折、財政難なんでしょう。財政計画、財形運営厳しい財政運営をこれからしていかにといかんのでしょうが。そんな話は通らんですよ。だから、これも平準化するのが当たり前なんです。12で割って、2カ月分。この賃借料として渡すについても、私釈然としません、反対しましたんで。これは平準、だけど議決してあるんであって、そのことについては文句しか言えませんわ。どうにも我々の手から離れてしもうた。しかしながら、せめて12で割って、2カ月分渡すと。そのぐらいのことしないと、ここんとこ利益出てあるから、こんだけ出すんやと。このまま6掛けたら、きのう言ったように、1,600万円も渡すんですよ、ことになるんですよ。だけど、あのときは1,200万円ぐらいの話でしたね。ここの予算書なんか見ますと、942万6,000円、リース料ともに。これを12で割って、その2カ月分を渡したらいいんと違いますか。それだったら、説明はつきますよ、曲がりなりにも。どうでしょうかね、町長、きのうから聞いてて。責任者町長ですんでね、何も松下課長じゃありませんので、町長どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

冷凍庫が老朽化して、要望で建てかえ、自力ではもうできないという漁会の分がありました。そこへ、それでは魚商の分ということで、あわせてやっていく中で、漁会は赤字の冷凍庫施設と、魚商の分は黒字ということだったと思う。その中で、その部分を鑑みて、賃貸料を決めたという経緯があります。そういう中の270万円という今回の2カ月での賃貸料、賃借料を計上したということです。私も平準化して本来ならばやるべきだったと思うんですけども、今回そういう短期の中でやっていたことなんで。この次の1年の場合は、平準化して、それをもとに戻して、収益のプラス・マイナスのある中でも平準化で今後は進めていけるようにやっていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） これ大事なことで、第三セクターというのは皆どこもかも、最初は黒字予想にするんですけど、計画では黒字にするんですけど、皆赤字、ほとんど赤字になってある。というのは責任の所在が明確でないからです。議会もですよ、第三セクターのことについては文句は言えるけど、議決権ないんですから、町長はしっかりしてもらわんとね。こういうことについても知らなかったんでしょう、町長。知ってて、こんなことしたんと違うんでしょう。というのは、向こうの言い分ばっかしで、漁協と魚商の言い分ばっかし、有利なような取り決めばっかしやってるじゃないですか。きのうも言ったように、彼らは1,200万円ずつ出資してあると。うちは5,200万円、彼らの4倍以上出資してあるんですから。だから、議決権

も優先権があるとかんとかというような説明もあったと思うんですよ、六十数%で。70%ですかね。そういう説明もあったと思うんで。だから、こういうことに関しても、ある程度そりゃ支援するんですからね、その団体の支援ということもありますけど、やはり町民、町益のほうを優先して考えていただきたい。

余分なことですが、私この観光産業課というのは1つにしたと、事務量が多いんですね。課長に負担が物すごい負担かかってあると。課長も全部を把握し切れないと、業務量が多いんで。これから地域創生相なるものができて、石破さんが頑張るということですが、もうどんどん農林水産を振興していくんだと、地域は。そういう話も聞きますんで、ひとつそこらの再編も含めて、ひとつどういうお考えか、こういうことになったのは要するに町長の責任もあるし。というのは、町民、ここの議会に対しても十分な説明できなかつたという事実もありますんで、そういうことも含めて、どうですか、町長、再編について。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員指摘のように、まだこれの実績比較表についてもいろいろ問題の科目がございます。そういうところも今後改善しながら、十分検討してやってまいりたいと思います。

〔6番湊谷幸三君「再編について」と呼ぶ〕

分課設置条例の関係がありますので、その辺は当初、副課長制を2名制度にしていきたいと思ってたんですけども、なかなかその辺の適材な年齢の中での人員の確保というのが難しかったんで、副課長1名制度。本当は観光、商工担当と農林水産の担当、副課長というふうな形で、おのおのに責任持たすような副課長を2名の体制にしたいと考えてたんですけども、なかなか人材的に確保できなかったということで、こういう体制で進めてます。今後は、そういうことも含めて、分課設置条例の部分も含めて改正できるものはやっていきたいと考えます。

○議長（森本隆夫君） ええですか、6番。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第17号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第18号 健全化判断比率の報告について

○議長（森本隆夫君） 日程第2、報告第18号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第18号について御説明申し上げます。

〔報告第18号朗読〕

記の以下ですが、健全化判断比率のうち、この実質赤字比率の算出において対象となる会計は、本町では一般会計、住宅宅地資金貸付事業費特別会計、それから土地取得事業費特別会計、育英奨学資金貸与事業費特別会計の普通会計を対象にして、実質赤字額の合計額を標準財政規模で除した、割ったことにより健全化判断比率を算出するものとなっております。

今回議会で認定をいただきました平成26年度一般会計ほか3つの特別会計の実質収支の合計額につきましては、黒字の1億6,060万2,000円となっております。したがって、備考欄1により、表の上にはハイフンが入って記載されております。

括弧内の数値15%につきましては、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決による財政健全化の計画、外部監査の要求が義務づけがなされます。

なお、参考までに15%の赤字額とは、平成25年度の標準財政規模で算出しますと約7億500万円となります。

次の連結実質赤字比率につきましては、この実質赤字比率の算出において対象になりました普通会計にその他の特別会計、企業会計を加えた本町における全ての会計を対象に、実質赤字による健全化判断比率を算出したもので、平成25年度における本町の連結実質赤字額はありませんで、実質赤字比率と同様に、表の上にはハイフンが記載されております。

なお、括弧内の数値20.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の実質公債費比率は、元利償還金等が標準財政規模に比べてどの程度の負担になっているかを示す指標として用いられている比率となっております。

連結実質赤字比率の算出において対象となりました普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合等を対象に、公債費と公債費に準じた負担金、補助金の経費により健全化判断比率を算出するもので、平成25年度におけます本町の実質公債費率は4.5%で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値25.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の将来負担比率は、全ての会計と一部事務組合、地方公社、第三セクターを対象に、地方債残高のうち将来負担すべき実質的な負債等により健全化判断比率を算出するもので、平成25年度における本町の将来負担比率は51.8%で、早期健全化の基準内となっております。

なお、括弧内の数値350.0%は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第18号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第19号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（森本隆夫君） 日程第3、報告第19号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第19号について御説明申し上げます。

〔報告第19号朗読〕

記以下でございますが、資金不足比率の報告につきましては、本町では記載の水道事業会計、町立温泉病院事業会計、簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の4つの会計が対象となります。資金不足比率は、各会計単位の資金不足が事業規模に対してどれだけの割合になっているかというのを示す比率で、基本的に資金不足額は、水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法が適用される会計につきましては貸借対照表の流動資産と流動負債を比較しまして流動負債が多い場合、また簡易水道事業費特別会計、下水道の事業費特別会計の公営企業法が非適用の会計につきましては繰上充用額が発生していることとなります。平成25年度におきましては、全ての会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないため、健全な状態にあると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期の健全化基準につきましては20.0%と定められております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第19号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第51号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第4、議案第51号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）

〔議案第51号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例（昭和52年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、新旧対照表もつけております。「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項」を「第17条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行すると予定しております。

新旧対照表、改正後、改正前でございます。

第2条は、定義の部分を規定しております。上位法に「父子」という文言が追加されまして、それに伴って改正をいたしました。そして、定義の部分の第5条第1項の部分が女子に係る規定でございまして、ひとり親という範囲が広がってございます。その関係で、上位法の第17条に掲げるものということに改正いたしております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例

○議長（森本隆夫君） 日程第5、議案第52号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第52号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

本条例につきましては、議案第53号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例並びに議案第54号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例とともに、子ども・子育て関連3法の関連でございますので、一括して、お手元の関係資料をもとに御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

議案第52、53、54号関係資料をごらんください。

議案第54号の後につけさせていただいております。

済いません。1つずつ説明させていただきます。

そうしたら、資料をごらんください。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援制度の本格施行が予定されています。今回、その新法の成立に基づき、保育所や学童保育事業に係る施設や事業の設備及び運営の基準を新たに条例で定めるものであります。

各条例の概要等について説明させていただきます。

まず、議案第52号の那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要につきましては、家庭的保育事業等を行うための最低基準を定めるものでございます。設備や運営の基準は、利用する子供の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準でございます。例えば、直接子供の処遇にかかわる職員、その他職員の資格要件や配置に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準について、市町村の条例で定めることになりました。家庭的保育事業等とは、これまで認可外の保育事業であった、定員19名以下の3歳未満児を預かる保育事業でございます。対象事業につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がございます。

根拠法につきましては、児童福祉法第34条の第1項でございます。

施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からで、施行予定日は平成27年4月1日となっております。

基準となる省令につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準でございます。

それと各条例に、今回の新しい条例に関する共通の事項でございますけれども、新制度の実施

主体が市町村であるため、これまで認可外であった家庭的保育事業等の認可を受けるための最低基準や施設の設置者や事業者が受ける給付等の対象となる施設等を確認するための基準、放課後児童健全育成事業を行うための基準を条例で定める必要がございますが、本町におきましては現在、国、県及び市町村以外のものが実施している家庭的保育事業等の認可外保育事業や放課後児童健全育成事業、学童保育所はございません。また、給付費を受ける対象施設等は私立の認可保育所2園となっており、既存の認可保育所等の確認におきましては、子ども・子育て支援法の附則第7条の規定で、法の施行日に施設型給付費の支給を受ける施設としての確認があったものとみなすということになっております。子ども・子育て支援新制度では、待機児童解消や認定こども園制度の改善、子ども・子育て支援の充実などの取り組みが進められており、現行制度との大きな違いは、幼・保連携型認定こども園の所管官庁の一本化、幼稚園が施設型給付の対象となること、家庭的保育事業等が認可事業となることなどがございます。保育所の入所手続につきましては、保育の必要性の認定を受けることや利用者の希望等に応じ利用調整を行うなど、現行制度と異なる点がありますが、手続の時期や流れが大きく変わるわけではございません。

今後も、新制度の施行に向け、順次条例等の整備等を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） 質問させていただきます。

質問の仕方なんです、これ一遍に全部質問してもいいということでしょうか。1つずつ、はい。済いません。

一つは、52からですか。済いません、ごめんなさい。

議案の52号に対してですけども、この議案の中で、保育をされる保母さんですけども、この条例の中での資格というんですか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

資格というのは、特に現在と変更はございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） わかりました。ということは、和歌山県の県のほうで研修をすれば、それで保育者として認めるということはないわけですね。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） その辺までちょっと詳しいところっていうのは把握はしてないんですけども、現状とほとんど変わりはなく、今の資格でいけるっていうことでございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 保育士の資格があるということですね。わかりました。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

7番田中君。

〔「休憩してくださいよ、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時37分 休憩

10時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例

日程第6 議案第53号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例

日程第7 議案第54号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例

○議長（森本隆夫君） 当初は個別の審議を予定していましたが、都合により、日程第5、議案第52号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例から日程第7、議案第54号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 先ほどは、私の不手際で議事の進行をとめてしまいました。どうも申しわけございませんでした。改めて、説明させていただきます。

議案第52号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

本条例につきましては、議案第53号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例並びに議案第54号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例とともに、子ども・子育て関連3法の関連でございますので、一括して、お手元の関係資料をもとに御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第52、53、54号関係資料をごらんください。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、子ど

も・子育て支援新制度の本格施行が予定されています。今回、その新法の成立に基づき、保育所や学童保育事業に係る施設や事業の設備及び運営の基準を新たに条例で定めるものであります。

各条例の概要等でございますが、最初に那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要につきましては、家庭的保育事業等を行うために最低基準を定めるものでございます。設備や運営の基準は、利用する子供の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準でございます。例えば、直接子供の処遇にかかわる職員、その他の職員の資格要件や配置に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準について、市町村の条例で定めることになりました。家庭的保育事業とは、これまで認可外の保育事業であった、定員19名以下の3歳未満児を預かる保育事業でございます。対象事業につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がでございます。

根拠法令につきましては、児童福祉法第34条の16第1項でございます。

施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からで、予定日は平成27年4月1日となっております。

基準となる省令につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準でございます。

次に、那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございますが、概要につきましては施設型給付、地域型給付の対象となる施設、事業者を確認するための基準を定めるものでございます。子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、施設型給付や地域型保育給付費を受け取ることができます。これに伴い、幼児期における教育・保育施設や事業の利用開始に伴う基準や教育、保育の提供に関する基準、管理運営に関する基準などについて、市町村の条例で定めることになりました。対象事業につきましては、施設型給付を受け特定教育・保育施設として対象となりますのは、幼稚園、認定こども園、保育所がでございます。地域型保育給付を受ける地域型保育事業といたしましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がでございます。

根拠法令は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項でございます。

施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日からで、予定日は平成27年4月1日でございます。

基準となる省令につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

施設型給付及び地域型保育給付は、保育所等の運営に要する費用として算定した公定価格から保育料、利用者負担額でございますが、を除いたもので、現在私立保育所に支払われている運営費に当たるのが公定価格でございます。

次に、那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要でございますが、放課後児童健全育成事業を行うための最低基準を定めるものでございます。子ども・子育て新制度では、放課後児童健全育成事業は子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法に位置づけた上で、市町村長に届け出て、事業を行うことができるとしています。これに伴い、放課後児童健全育成事業の設備や職員などの運営に関する基準について、市町村の条例で定めることになりました。対象となる事業は、放課後児童健全育成事業学童保育所でございます。

根拠法は、児童福祉法第34条の8の2第1項でございます。

施行期日は記載のとおりで、施行予定日は平成27年4月1日でございます。

基準となる省令につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準でございます。

以上がその資料に基づく各条例の制定に係る概要と経緯でございます。3条例とも国の省令に基づく基準を踏まえた内容でございます。新制度の実施主体が市町村であるため、これまで認可外であった家庭的保育事業等の認可を受けるための最低基準や施設の設置者や事業者が受ける給付費の対象となる施設等を確認するための基準、放課後児童健全育成事業を行うための基準を条例で定める必要がございますが、本町におきましては現在、国、県及び市町村以外のもので実施している家庭的保育事業等の認可外保育事業や放課後児童健全育成事業はございません。また、給付費を受け取る対象施設等は私立の認可保育所2園となっており、既存の認可保育所等の確認におきましては、子ども・子育て支援法の附則第7条の規定で、法の施行日に施設型給付費の支給を受ける施設としての確認があったものとみなすということになっております。

子ども・子育て支援新制度では、待機児童解消や認定こども園制度の改善、子育て支援の充実などの取り組みが進められており、現行制度との大きな違いは、幼・保連携型認定こども園の所管省庁の一本化、幼稚園が施設型給付の対象となること、家庭的保育事業等が認可事業となることなどがございます。保育所の入所手続きにつきましては、保育の必要性の認定を受けることや利用者の希望等に応じ利用調整を行うなど、現行制度と異なる点がありますが、手続の時期や流れが大きく変わるわけではございません。

今後も新制度の施行に向け、順次条例等の整備等を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） 済いません。時間をとらせまして、申しわけありませんでした。

初めに、議案52号についてです。

先ほどもお聞きしました。この保育に当たる保育者の資格です。保育者の資格は、この文書にもあるんですけども、県とか町長が認めれば、資格がなくても、研修を受ければよいという

ふうに書いてある部分があります。

それとあとは保育園の給食の関係です。これについては外からの、とりたてて室内に調理員とか調理室を置く必要はないということも書かれていますが、小規模関係ということでもありますが、それでも子供たちの体調を含めて栄養管理含めると、調理室っていうのは必要ではないかと考えます。このことをお答えください。

それから、第54号の放課後児童健全育成事業についてですけども、これについて開所時間と日数の関係なんですけど、お休みの日は8時間で、あとその他については1日につき3時間というふうに書かれています。このことについて、これは一つの条例だということなので、1日3時間ということであれば、新1年生っていうのは早く、お昼前にはもう授業が終わって帰れると思います。その受け入れの時間っていうのはどうなるのかお聞かせください。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

先ほどもお尋ねございました資格の件でございますけども、研修を受けて行える施設とそうではない施設、幾つか分かれております。全て研修を受ければ、町の研修であったり県の研修でございますけども、それで全ていけるのかっていうと、そうではございません。保育士の資格が必ず必要という部分もございます。

それと給食設備につきましては、国の従うべき基準として盛り込まれております。参酌すべき基準にはなっておりません。そのあたりまた、アレルギーのこととかいろいろあると思うんですけども、そのあたりはまた、その都度その都度相談していただくようなことになると思います。

あと学童の関係ですけども、子供さんの状況に応じて、それはそのときに相談していただくような格好になると思うんですけども、ただ条例で基準は定めておかないといけませんので、そのあたりは御理解ください。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 54号の学童保育の件については、そうしたら一応、その時間は親御さんとの相談で時間の延長ですか、それはできるということですね。はい。もうそのまま、3時間だけじゃないとだめですよっていうことはないっていうことで、確認なんですけども、どうでしょう。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） できるということではございません。そのときにまた相談していただいて、その子供子供の状況とか家の状況、いろいろございますので、その状況に合わせて相談させていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） わかりました。このときも、ぜひどうしてもって言われる方があると思いますが、いい方向で相談をして、なるべく学童保育に入れるようお願いしたいと思います。

それから、あと52号の関係ですけども、資格については必要でない部分も、研修だけで終わるということがあるということですが、資格の必要な部分があると。その点ですけど、やはりお子さんを預かるということでは、なるだけっていうか、もう本当に保育の資格を持っておられる方を保育者としていくのが大事ではないでしょうか。やはり子供たちの事情をよく知り、保育をどういうふうにするかっていう面でも、その部分での教育をされてるという方が預かれるほうが一番、親御さんにとっても安心ではないかと考えられます。

あと給食についてですけども、少人数であっても、一応認められているのは16人ぐらいまでの人数。これ1人、2人っていうこともあるかもしれませんが、もちろん那智勝浦町では、たくさんあふれるほど都会のように子供さんを預かるという状況ではないのであっても、やっぱり食というのは大事ですので、その管理をしっかりとするためには、調理室も含めて調理員っていうんですか、設置するのが大事ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 先ほども申し上げましたが、国の基準で従うべき基準っていうことで条例に盛り込まさせていただいております。参酌すべき基準ではございませんので、そのあたりは御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 国の基準っていうのは、なるだけお金もかからない方向っていう部分にも係っていくかと思います。これは公的な業者が入ってきたという可能性もありますので、その分についてもしっかりとしておかないと、子供の栄養を含めては管理できないんじゃないかと思いますので、これはもうこれで決まってしまうと、そのまま、いろんなことでの改正というのは難しくなりますか。例えば、外部搬入っていうことですが、人数がふえてきたら、やっぱり給食室は必要だというようなことを考えられるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） まだ全然、こういう事業者町内におりません、現在。これから、もし事業所ができたとすれば、この条例に基づいて審査して、認可することになります。その時点で、もしふぐあいがございましたら、また条例改正なり、それは、国の基準に従うべきところは変えませんが、その他検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 田中さん、もう今4回やったんです。できるだけまとめて、3回以内ということ。

まあ7番田中君やってください。

○7番（田中幸子君） 申しわけありません。この子育て支援制度についてちょっとプラスして、まとめて質問しようと思ったんですけど。実は、なちかつうら9月広報に、きのうちちょっと見

たんですけども、子ども・子育て支援新制度について、この保育所の関係のが少し載ってました。これでは、入所申し込みや利用者の保育料が変わるということも書いてあったんですが、これを見て、やっぱり若いお母さんたち、子育てのお母さんたちがちょっと心配な面もあると思うんですけども、これもっと詳しく説明されるのかどうかお聞かせください。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） この間、9月の頭の広報に載せさせていただきました。それで、入所受け付けするときに、保護者の方に詳しい説明、現在の状況、全て口頭で説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 1点お尋ねをいたします。

54号のほうなんですけど、この放課後児童健全育成事業ということで、運営規程を定めておかなければならないというのがあるんです。その中で、利用定員とかということもあります。以前に、うちの町でも学童保育するのに何人以上ないと補助金が出ないとか、いろいろそういうことがございましたんですけど、この利用定員というこの規定の中に何人以上なければ学童保育を開設できないというようなところがありますでしょうか。その点をお尋ねをいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。大江君、ここです。

○福祉課長（大江政典君） お答えします。

利用定員につきましては、子ども・子育て会議で検討していただくということになっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） それでは、今現在では何人以上なかったら開設できないとかというのは、まだはっきり決まってないのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 下限ですか。国の補助関係でその補助金が出る限度の人数っていうのはございます。ただ、それをどうしていくかっていう、来年4月からの話なんですけども、その人数の決定につきましては、子ども・子育て会議でニーズ調査もやっておりますので、その内容を検討して、決定していただくというふうな格好になっております。今現在は限度っていうのは、何も条例も変わっておりませんので、現状はございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） それでは、あれですね、今まででしたら10名なかったら補助金が出ないとかということがございましたんですけど、それを10名以上欲しいとかありましたんですけど



ど、じゃあ子ども・子育て会議のほうで、例えば9名でも5名でも開こうかというようなことになりましたんでしたら、そういうふうな方向で検討していただけるということでございますでしょうか。町民、子供さんみんな平等に、やっぱりそういうサービスを受けられればありがたいんですし、それも財政的なこともございますんであれなんですけど、そのところ、何人以上あれば開設できるとかというようなこともちょっとはつきりと示していただきたいと思えます、今後。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 十分に、そのあたり検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は各議案ごとに行います。

議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第55号 平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（森本隆夫君） 日程第8、議案第55号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第55号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,064万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億1,111万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計額で84億7,047万1,000円、補正額は2億4,064万円、計は87億1,111万1,000円となっております。

下のページ3ページをお願いします。

歳出ですが、款2の総務費から、次のページをお願いいたします、款10の災害復旧費まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

下の5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

記載の目的欄中、市町村振興資金貸付金から臨時財政対策債まで、補正前の限度額13億6,170万円から6,650万円を減額し、補正後の限度額を12億9,520万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次のページ7ページの歳出について、それぞれ2億4,064万円の増額をお願いをしております。

歳出、下のページの補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1億6,550万円、地方債

がマイナスの8,010万円、その他173万円、一般財源は1億5,351万円となっております。

8ページをお願いいたします。

2歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額1億3,645万円を追加し、合計額は29億1,670万7,000円となっております。

下のページ9ページお願いします。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金につきましては、補正額1億3,670万円を追加し、合計額は1億6,876万8,000円となっております。この節2がんばる地域交付金は、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない、財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、平成25年度補正予算においてがんばる地域交付金を創設するというもので、説明欄記載の公衆トイレの整備事業、道路新設改良事業に充当を予定しております。その関係で、後ほど建設課長から説明があるかと思いますが、大谷地区残土処理場整備事業費の道路整備工事分を道路新設改良費のほうに振りかえをいたしております。

11ページをお願いします。

11ページ、款21町債、項1町債の目5商工債から目10の臨時財政対策債まで、説明欄記載の事業について計6,650万円の減額の補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。次のページ。

3歳出です。

各費目の人件費の補正でございますが、この12ページの款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、また13ページの款3民生費の目1社会福祉総務費、それと目8の重度心身障害児者福祉医療費、また15ページになりますが、15ページの款3民生費の目1児童福祉総務費と、また目2の児童措置費、次のページ16ページ、款4衛生費の目3環境衛生費で、それぞれ給料、職員手当等、共済費の人件費の補正をお願いをしております。今回の人件費の補正につきましては、12月議会での補正予算までに給料等人件費の不足が、支払いが不足科目につきまして補正をお願いをしております。当初予算で人件費の予算計上をしておりますけれども、人事異動によりまして過不足が生じてまいります。人件費に関する全体の予算の調整につきましては、12月議会で行う補正予算で調整をさせていただきたいと考えております。

22ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目4水防費、節3の職員手当等につきまして超勤手当50万円、これにつきましては台風11号、台風12号のダム操作等、職員の待機による不足額を補正するものでございます。また、節11需用費、修繕料の50万円につきましては、小匠ダム施設に係る修繕費で、内容としましては南大居のテレメーター、それからダム発電機の修繕、ダム巻き上げ機ブレーキ修繕の補正をお願いするものでございます。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

歳出、13ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目8重度心身障害児者福祉医療費です。次の14ページでございます。節区分23償還金、利子及び割引料、補正額55万9,000円です。これは24年度事業確定に伴う備考欄記載の県支出金返納金でございます。補助事業名といたしましては和歌山県重度心身障害児者医療費補助金となっております。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金、補正額9万7,000円の増につきましては、児童福祉法施行令及び障害者総合支援法施行令改正に伴う電算システム改修に伴う補助で、補助率は2分の1でございます。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節19施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金、補正額52万2,000円の増につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム整備に係る補助金で、平成26年4月からの消費税率の変更に伴い上昇した3%分の補助金の上乗せに伴う補助単価の変更によるものでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金、補正額52万2,000円の増につきましては、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金として地域密着型特別養護老人ホーム整備に係る補助金で、平成26年4月からの消費税率の変更に伴い上昇した3%分の補助金の上乗せに伴う補助単価の変更によるものでございます。

次の目3老人福祉費、節28繰出金、補正額961万9,000円の増につきましては、介護保険事業特別会計への繰り出しでございます。内容につきましては、人事異動に伴う人件費の増及び平成25年度実績確定に伴う精算によるものでございます。

続きまして、目7障害者福祉費、節13委託料、補正額19万5,000円の増につきましては、児童福祉法施行令及び障害者総合支援法施行令改正に伴う電算システム改修委託費でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の関係について御説明申し上げます。

歳入、8ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3県営ため池等整備事業費分担金、この173万円につきましては、市屋地内におきまして実施しております与根河池の

堤体の改修実施に係る地元分担金で、これは平成25年度未実施となった部分につきまして、25年分の分担金を精算の上、26年度にいただくこととなった部分でございます。この堤体の事業につきましては、平成25年で予算措置をし、県のほうに分担金を800万円分担して出しておりましたが、工事が途中で、工事の実施が雨等々のため進まず、分担金の額にして346万円に相当する部分が未実施となっております。それを年度を振りかえて26年度の事業として実施するため、25年度の分を精算して、そして26年度でまた徴収する、そういった措置をとることになりましたので、その分につきまして同じ金額の出し入れが今度の補正の中で生じております。御理解いただきたいと思います。

次に、10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産費補助金、節13農地台帳システム整備事業補助金226万8,000円につきましては、農地法改正に伴い、農地台帳電算システムの改修に係る費用の補助金で、100%の補助金でございます。節14緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金220万円につきましては、緊急雇用事業のうち人手不足分野の人材確保支援のため、補助率100%の補助金で、県より後継者不足となっている森林組合及び林業者、製材関係者等を取り巻く関係者に事業説明を行った中、本町では1団体、製材業者が1団体この事業に応募したものでございます。節15子ども農山漁村交流支援事業補助金100万円につきましては、県の過疎対策事業で、補助率100%の事業でございます。地域活性化のため、農林漁村における都市部の小学生の宿泊体験活動を受け入れる地域に対して、その経費を補助するものでございます。節16藻場回復推進事業費補助金30万円につきましては、藻場造成事業のための事業費の補助金で、事業費の50%を補助されるものです。なお、この事業の実施については水産振興会で実施のため、歳出については既に水産振興会の補助金として計上されておるものでございます。

目5商工費補助金、節1観光施設整備補助金1,819万3,000円につきましては、観光客の利用の多いところのトイレの整備のため、県の観光施設整備補助金を受け入れるものです。那智山地域のトイレ不足解消のため、那智山地域にオストメイト対応の障害者用多目的トイレを併設するトイレを整備するものでございます。また、それに係る設計監理費への50%の補助でございます。節2和歌山市町村消費者行政活性化交付金22万4,000円については、消費者問題啓発事業の実施のため、和歌山県より100%の補助金を受け入れるものでございます。

目8災害復旧費補助金、節1県土防災対策治山事業費補助金399万6,000円は、狗子ノ川地域で、去る8月2日から3日にかけての豪雨により山腹崩壊が1カ所ございました。その治山事業実施に係る補助金で、補助率50%でございます。

次に、11ページをお願いします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の346万円につきましては、県営ため池事業の25年度分の未実施に係る分担金の返戻金であります。この未実施部分につきましては、先ほど申しましたように、26年度の事業で再度その部分について実施を予定しております。

17ページをお願いいたします。

歳出になります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節13委託料226万8,000円につきましては、農地法の改正により、それに伴う台帳システムの改修に係るものでございます。今回の改正では、農地台帳に記載された事項のうち一定部分をインターネットによる閲覧を可能にしたもので、そのための改修を行うものです。

目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の446万円のうち、県営ため池等整備事業費負担金346万円につきましては、平成25年度の事業の未実施部分の本年度への繰り越しの負担金でございます。次に、子ども農山漁村交流活性支援事業補助金100万円につきましては、地域活性化のため農林漁村における都市部からの小学生の宿泊体験を受け入れる地域協議会に対し、民泊、農林漁業体験の実施に係る経費を補助するもので、本町では町及び体験受け入れ団体6団体で構成される那智勝浦子ども農山村交流受け入れ協議会を設置し、対応を図っております。ことしの実施につきましては、紀北で4校の受け入れを予定しております。節23償還金、利子及び割引料173万円につきましては、平成25年度県営ため池事業の未実施に係る地元分担金、市屋区等の地元分担金の返還分でございます。

項2林業費、目2林業振興費、節13委託料220万円は、緊急雇用事業を活用し、人材確保支援事業のため実施する林業、製材業人材育成事業委託を行うもので、県より後継者不足となっております林業関係者に事業説明を行いまして、1団体、製材業者さんがこの事業を実施していただくことになりました。

次に、18ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節19負担金、補助及び交付金55万8,000円につきましては、和歌山県漁港漁場協会負担金のうち、本年度那智勝浦町内で実施される県営事業及び補助事業に係る事業費割の分担金について、事業費割部分について補正をお願いするものでございます。

目2の水産振興費につきましては、藻場回復推進事業の30万円の受け入れによる財源内訳の変更でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節11需用費の19万1,000円は、消費者問題啓発事業の啓発用チラシの印刷代でございます。節13委託料は、消費者問題の啓発講座への相談講師等の派遣の委託料でございます。

次に、19ページをお願いします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節13委託料の638万7,000円は、県の観光施設整備補助金の交付を受けまして整備します公衆トイレ2カ所の設計監理委託費でございます。内訳は、那智山公衆トイレ分400万円と朝日公園公衆トイレ分が238万7,000円でございます。朝日公園の公衆トイレにつきましては、当初におきまして工事請負費を承認していただいておりますが、当初大規模な改修を予定しておりましたが、障害者用多目的トイレ及びオストメートの取り付け、それに伴います車椅子の通路の確保、そして身体障害者用のパーキングの確保等を検討する中、現在の位置を少しずらし、建てかえるため、設計監理費を追加させていただいております。節15工事請負費3,000万円は、那智山地内に整備を予定しております公衆トイレ

の工事請負費でございます。那智山地区では、公衆トイレは現在滝前1カ所で、観光客が集中し、大変混雑をしております。また、熊野交通の駐車場トイレがございますが、築45年と古く、洋式トイレ、そしてオストメイト対応等の多目的トイレもなく、高齢者、障害者に不便、御迷惑をかけております。那智山地区のトイレ不足解消のため、新たにトイレを整備するものでございます。

別添資料の平面図により説明をさせていただきます。

まず、1枚目は那智山の公衆トイレでございます。現在は、場所は熊野交通の旧料金所の山側の土地でございます。右側に三日月型に線が入っておりますが、これは熊野交通の付近の県道敷でございます。こちらから上がっていきますと、旧料金所付近の県道から右側の山手側の空き地となります。建築予定の面積は51.82平米、男子用、小3基、大2基、女子用6基、そしてオストメイト対応の多目的トイレ1カ所となっております。この用地につきましては、熊野交通株式会社から無償提供を受けることになっております。

次に、2枚目をお願いいたします。

これは朝日公園のトイレでございます。現在のトイレは、図の左側に破線で示している部分でございます。文字で身障者用パーキングというのがそこに印刷されているのがわかると思います。ここに現在のトイレがございまして、大変老朽化し、壁等々も壊れてる等ありまして、これを大規模に改修する予定でございましたが、先ほど説明させていただきましたように、現在のこのトイレでは車椅子の進入のスペースがとりにくい、そして中でも車椅子の動きがしづらい、そしてオストメイト対応の多目的トイレをつくるスペースが足りない。そういったことで、それを右側の位置にずらしまして、新トイレを新築したいと考えております。この予算につきましては、当初予算でこのトイレの改修の工事請負費を上げさせていただいておりますが、この費用内でおさめるようにして、この新築工事を、改修をやっていきたいと考えております。建築予定面積は58.84平米で、男子トイレ2基、女子トイレにオストメイト対応の多目的トイレを1の予定としております。

次に、議案のほうへお戻りをお願いいたします。

次に、目4体育文化会館費、節13委託料134万円につきましては、体育文化会館の那智湾側、入り口階段の改修工事に係る設計監理委託料で60万5,000円。これは那智湾側の入り口の階段改修につきまして、当初で工事請負費は計上しておりますが、実施に当たり、現場の確認あるいは改修作業の検討等を行う中で、改修の範囲が大きく、設計委託の必要が生じたため、費用の補正をお願いするものでございます。下の2件の伸縮移動観覧席保守点検委託の48万4,000円と舞台つり物装置保守点検委託の25万1,000円につきましては、これは2年に1度の保守点検で、本来当初予算でお願いするべきでございまして、当初予算において失念しておりましたため、補正での対応をお願いするものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費、この1,500万円につきましては、平成23年台風12号による災害の町単独工事に

800万円、林道小匠小森川線の災害復旧工事に700万円をお願いするものでございます。台風12号関連につきましては、当初で24カ所分の予算を計上し、実施しております。27年度以降に予定をしておりましたうちの3カ所におきまして、他事業との調整及び周辺の事業等が済み、実施可能になったため、早期復旧のため工事の前倒しをお願いして、3件分800万円をお願いするものでございます。林道小匠小森川線につきましては、昨年11月に山腹崩壊があり、補正予算による対応を承認いただき、現在26年度に一部繰り越しして復旧工事を実施しております。たび重なる集中豪雨あるいは台風等によりまして、そのより上部の山腹で崩壊が起きました。崩壊箇所が拡大したため、費用の増額をお願いするものでございます。崩壊箇所は、現在崩壊して事業を実施している箇所より上部の、大体地上30メートルほどの山腹で、約300平米にわたって崩壊が起っております。この部分についてモルタル吹きつけ等の復旧工事を実施するものでございます。

目2 県土防災対策治山事業費、節15 工事請負費は、狗子ノ川地内で去る8月2日から3日にかけての豪雨により、山腹崩壊箇所の治山事業に係る工事請負費で、のり面保護工事940平米を実施する予定とするものでございます。

観光産業課の関係につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、補正額53万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分3 職員手当等30万円でございます。説明欄記載の超勤手当でございます。節区分14 使用料及び賃借料23万円でございます。内訳につきましては、説明欄記載の工事設計書の積算方式の変更に伴うパソコン借上料でございます。

続きまして、目2 大谷地区残土処理場整備事業費、補正額8,970万円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15 工事請負費でございます。説明欄記載の暗渠排水管工事で、3,000万円の増額でございます。それと当初予算で承認いただいております井関側からの道路整備工事につきまして、予算の組み替えにより1億1,970万円の減額でございます。

お手元に配付させていただいてます資料の1枚目をごらんください。

大谷残土処理場の関係でございます。平成26年度補正、L=130メートル、L=270メートルの表示が今回の増額をお願いする部分でございます。暗渠排水管の工事でございます。内径が90センチから50センチでございます。

続きまして、20ページをお願いします。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15 工事請負費、説明欄記載の町道維持修繕工事でございます。

目2 道路新設改良費、補正額1億3,700万円の増額をお願いするものでございます。内訳に

つきましては、節区分15工事請負費 1億3,570万円でございます。説明欄記載の道路改良及び舗装工事、それと予算の組み替えによる大谷残土処理場への仮称井関大谷線道路新設工事分でございます。道路改良及び舗装工事で1,600万円、仮称井関大谷線で1億1,970万円でございます。節区分17公有財産購入費、補正額130万円につきましては、説明欄記載の朝日26号線の用地買収費でございます。

お手元に配付させていただいてます資料の2枚目をごらんください。

赤の部分が用地買収をお願いする部分です。宅地36平方メートル、平方メートル当たり単価3万5,700円、坪当たり単価11万8,000円です。この道路は将来的に新病院への進入路とも連結しておりまして、その関係で用地買収を行い、道路の幅員を広げる予定でございます。

続きまして、21ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、補正額1,129万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費700万円でございます。説明欄記載の排水路整備工事1件分でございます。節区分19負担金、補助及び交付金429万2,000円でございます。説明欄記載の県事業急傾斜工事負担金3件分でございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費、補正額350万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の町営住宅耐震診断委託料でございます。和歌山県より、木造住宅も含め町管理公営住宅の耐震診断の指導があり、8団地の耐震診断委託をお願いするものでございます。

続きまして、24ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額5,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の町単独の災害復旧工事でございます。工事の主な予定箇所は、高津気地区の長野川及び狗子ノ川、那智川支流の井谷川及び振ヶ瀬川、色川地区の南平野川及び串の谷川でございます。既に当初予算で2,000万円の承認をいただいておりますが、いずれも地元の区長より追加の要望があり、工事量の増加に伴う補正をお願いするものでございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 教育委員会関係の補正のお願いでございます。

22ページ、23ページになります。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額21万円、節区分9旅費21万円でございます。これは次の振興費のほうとの絡みでございますが、事務局の随行、引率の旅費でございます。中身については次の教育振興のほうでお話しさせていただきます。

項2小学校費、目2教育振興費、補正額278万4,000円、節区分13委託料130万円、説明欄記載の世界遺産学習事業コンテンツ作成委託、節区分19負担金、補助及び交付金148万4,000円、世界遺産学習事業補助金ということでございます。これにつきましては、ことし世界遺産10周年という年でもございまして、私どもも何か記念のことを考えておったわけなんです、業

者、グリーンエデュケーションという業者が文部科学省の補助金を受けて、教科書に載っているような写真、それをスマホとかで写すと、どの教科書でも同じように画面ができるという提案がございました。そういうことが全国で3カ所やりたいということでございました。まず、私どもにお話いただきました。その中で私ども、じゃあそういうことであれば、私どものふるさと学習、各小学校でふるさと学習やっていると、それをどうにか生かせないかと。アイデアといたしまして、那智参詣曼荼羅にスマホとかタブレットをかざすことによって子供たちが学習したことの映像が映ると、そういうようなことになるので、お話しさせていただきましたら、全国3つ考えておりましたが、那智勝浦町で参詣曼荼羅を使って3カ所やってみましょうということで、今やらせていただいております。ただ、この場合、那智参詣曼荼羅3カ所ではちょっと物足りないということで、ここをお願いする部分でございます。

業者がとってきた補助金以外に、那智勝浦町として、教育委員会として業者に委託料で、130万円であと3カ所ほどそういう場所をつくっていただきたいということと、この負担金、補助のほうにつきましては、それを、成果品を発表するのに岡山のほうで11月に発表がございましたので、それへ児童を連れて行く旅費でございます。これにつきましては、勝浦小学校と市野々小学校が校区でございましたので、その学校にお話をさせていただいて、各校長、また担任等と打ち合わせさせていただいて、今業者が持ってきた補助金のほうは進めさせていただいております。それにうちのほうでこの予算をいただいて、完成品と、まだまだやれば幾つも出てくるんですが、那智参詣曼荼羅で、成果品の想像図をお話しさせていただきますと、本に載っている那智参詣曼荼羅でも、大きい参詣曼荼羅でもいいんですが、それにスマホなりタブレット、あるソフトを入れてかざすと、その画面に子供たちが語り部として勉強したことを発表しておるのができると。北海道においても、その写真にかざせばできる。アメリカにおいてもできるというふうに、ICTを活用した今の語り部の素材としての活用ができるものと考えております。そういうことで、ぜひともこの残りのあと3カ所分程度のコンテンツとして作成させていただきたいというお願いでございます。

この対象は、皆様出席いただきました3県知事サミットで、市野々小学校の5年、6年生が発表しました。あれはふるさと学習で、那智の火祭りを学習しておったのをあそこで発表させていただいておりますが、あその映像は補助事業で民間企業がやったやつを使わせていただいておりますし、勝浦小学校6年生は5年生時代に町をよくしたい、町にお役に立ちたいということで観光客用のいろんなことを考えていただいた子供たちでございますので、彼女たち、男女合わせて、自分たちの学習した発表はともすれば学校内、保護者だけであったものが、自分たちの学習したものがこういうクラウド等を通して、世界にまで自分たちの学習が発表できるという大きな話のもとでございますので、ぜひとも御理解いただいて、御許可いただきたいと思っております。

続きまして、次に移らせていただきます。

項4 社会教育費、目5 図書館運営費、補正額15万円、節区分8 報償費、講師謝礼でございます。那智勝浦町立図書館、現在運営しておりますが、那智勝浦町立図書館、建物を使いまし

て、生涯学習、社会教育の拠点づくりの一つとして、閉館後、図書館にお集まりいただきまして、図書館に関する話なり、ボランティア、それから生涯学習の話、そういう場の提供になるように、講演会等を今後とも開催していきたいと。社会人、大人、子供の居場所づくりと申しましょか、そういう生涯学習の拠点化の一つとして図書館を活用させていただくために、そういう講師、先生をお招きして学習会を開いていきたいというものでございます。そういうんでございますので、教育委員会2つの項目になりますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 2点ほどお伺ひします。

私の理解が悪いんかどうか知りませんが、勘違いでしてあるんかどうか知りませんが、この17ページの農業振興費。県営ため池等整備事業ということです。この県営ため池と書いてますが、これ以前、あそこの与根河池のことですよ。あそこは市屋のもんか本町のもんかということ、決着ついてなかったと思うんですけどね。もう決着ついた。県のもんということにしたんですかね、両者痛み分けて。それで県営ため池という、こういう名称にしたんでしょうかね。前もこういうところ、これ県営ため池というたらどこかいなと思うておったんですけど、これ与根河池ですね。その点、それ1つと。

それと財源内訳というところで173万円を特定財源、受益者負担ということで、下里の水利組合と市屋からいただいた分担金でしょうね。これをここに計上されてある。一般財源から346万円が計上されてある。この173万円、また負担金を返還してあるんですね。これは受益者負担者に返還したということでしょうか。

そしてもう一つ、子ども農山漁村交流活性支援事業補助金100万円、これは5団体か6団体の協議会、構成メンバーにこれを補助金として交付するということですか。

それとも、たしかこれは市野々地区で、この子供たちの民泊受け入れをしてというお話だったと思うんですよ。そこへ、市野々地区の民泊を受け入れしてくれる方にこの100万円をやって、住宅改修もせんといかんということでこれを補助金として交付するんかどうか、その点も1つ御説明願ひたい。

もう一つ、この朝日公園のトイレですけど、大規模改修を予定しておったということです。それと2つトイレありますね。まず、順々にお聞きたいと思ひます。

この委託料638万7,000円、19ページです。公衆トイレ新築工事設計業務委託638万7,000円が計上されてありますけど、もう既に発注してあるのと違いますか。そんなのルール違反と違ひますかね。ここでまだ議決もされてないものを発注してあるのと違ひますか。細かい数字出てますんで、また図面見たら、もう完成品みたいな図面が我々の資料としてもらっておりますんで、これ発注したのと違ひんかいなと、そういうふう思うんですよ。それでええんかどうか。

それと今先ほど言ひましたように、朝日公園が大規模改修を予定してあったと。その大規模改修の費用でもってこれがつくれるんやという、これに充てるんだということですが、大規模

改修する費用でもって新築できるんですか。というのは倉庫2つも、何のための倉庫ですか、2つも建てるのは。2カ所倉庫を、あの設計図を見るとありますね。便所にそんな倉庫2つも要るんですか。そこらあたしも説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、県営ため池事業の件でございますが、これは県営ため池事業、これは工事の名称が県営ため池事業という名称で、県営工事でございます。ですから、この与根河池の所有が町かあるいは区かという部分の判断したものではなく、県の事業としての名称と考えていただきたいと思えます。

その中で費用についてですけれども、先ほど補正予算の説明のときに私のほう十分説明できておらなかったと思いますが、まずこの346万円につきましては、昨年度地元の分担金とあわせて徴収した分について、800万円を県のほうの事業の分担金として納めたわけでございますが、県のほうの事業の進捗の都合によりまして、この分担金の346万円に当たる部分が未執行となっております。そのため、県のほうの事業が前年度からの繰越金、繰越事業による実施をしておりましたので、26年度へ繰り越しできないということで、そこで一旦事業を精算しまして、残りの部分について、また国のほうの新しい事業、同じ事業の新年度の事業を受け入れて、そちらで実施するというので、予算の出し入れ的には、同じ金額を出して、同じ金額を戻してもらってというふうになっておりますが、そういう御理解をいただきたいと思えます。

それと子ども農山村交流活性化支援事業費補助金の100万円でございますが、これは推進協議会に来るんですけれども、その協議会から支払うのは、受け入れる小学校、小学校がここへ来るための経費としてかかる部分、そしてここで宿泊する部分の一定額、体験メニューの費用、そういった実費にかかった分をそれぞれ受け入れた事業所あるいは民泊あるいは農家民泊等の事業者を支払うための費用を交付されるものでございます。

そして、公衆トイレの件についてでございますが、ここへつけさせていただいてる図面は見積もりのために書いてもらった部分で、まだ決まってるということではございませんので、その辺御理解いただきたいと思えます。

そして、当初大型改修による事業実施の予算で大丈夫なんかということですが、当初3,500万円を計上させていただいておったと思えます。そのうち約2,500万円ほどの経費を朝日公園のものとして見積もらせていただいております。ほかの箇所とのやりくりの中で、この範囲でおさまるのではないかとということで実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔「倉庫、倉庫」と呼ぶ者あり〕

申しわけありません。この倉庫2カ所ある部分につきましては、1カ所はトイレの清掃あるいは管理備品、もう一カ所につきましては地域からの要望等、話をする中で、災害備蓄品等の置き場等、そういったものをこの中につくってもらえないか、そういった要望もありまして、それに応える形で、こういう形を計画しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この県営ため池等整備事業負担金というのは事業名だということですが、県のほうもですよ、県はどこのものかわからないような、所有者がわからないようなものを県営ため池というような形で事業を行うんですかね。県も何かでたらめですね。というのは、我々町行政であれば、町のもんでも何でもないものを修繕したり、そういうことしますか、改修したりしますか。ここらは、やっぱりこの事業を行うときに、受益者が所有権を主張してあるんですから、そこらあたしはやっぱり、もう2年もたつんでしょ、これやり出して。3年ですか、2年たつてしょ、ことしで。だから、はっきりさせたかったら、こういう機会にはっきりさせたらいいですよ。町の施設であっても受益者負担金という、農業関係は取るんでしょ。用水路なんかもいただくんでしょ。そこらあたしの考え方、町長ひとつお答え願いたい。

そうしたら、この子ども農山漁村交流活性支援事業補助金というのは、この間紀の川市だったかな、あそこの子供が来てましたね。そこへもこの100万円の中から補助出すんですか。子供、学校から来てましたね。学校の何年生、4年生ぐらいの子供が来ておったと。その方たちにも、こっから、うちから出すんですか。あれは県から補助もらうんでしょ。これは構成団体の、例えば民泊を受け付けると。民泊の担い手になると。そうしたら、ある程度の住宅改修もせなあかんと。そういうところへ補助金として交付するということではないんですか。

そして、改修費でもって、改修費でもって十分この朝日の公園の公衆トイレはできるということですが、それだったら過大に、改修費でもって新築すると。新築するに当たっては、この今の便所も取るんでしょね。壊すんでしょ。それも入れてです。過大に見積もっておったということですね、改修費を。

それから、倉庫は一つの倉庫は防災備品も入れるんだというお話ですけど、それはまた違う話でしょうが。

そして、私らの宇久井の便所ありますね、駅の便所。あれ町が改修した。総務課でもって改修した。そこへ35人でもって、毎日、1人ずつ交代で掃除に行ってるんですけど、掃除道具、用具入れるのに、こんなに広い倉庫なんか要りませんよ。便所の大便器を置いてある、その便所の1区画ぐらいのスペースでもって十分なんですよ。十分なん。こんな大きな倉庫なんか要りませんよ、そんな備品入れに。坪50万円も60万円もするんでしょ、建てるのに。もっとするんでしょが、このちさいとこだったら。もうちょっと一考していただきたいと思いますね、この便所も。予算あるから大きいしたらええわというもんとは違うでしょうが。

それと、これは誰が管理するんですか、ここの便所。毎日掃除せんと、便所なんか用をなしません。3日に1遍とか4日に1遍とか、汚い便所なんか、それこそ使いませんよ、皆さん。毎日やらんと。

那智山に倉庫ないという指摘ですけど、那智山に倉庫ないんですよ。おかしいんとちゃいますか、これ。この設計図。これはこのまま実施設計と違いますけどね。どういう関係で、予算

があるからこんなことしたんでしょうけど。ちょっとその点のお考えを聞かせていただきたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、最初の県営ため池事業のことですが、この事業の御理解は県営で行うため池の補修事業、そういう形で御理解いただきたいと思います。この池が県営のものというのではなく、その事業が県営でため池の改修を行う事業ということでございますので、そう御理解いただきたいと思います。

そして、この事業始まった当時、この議場でもそういう議論があったことを私も記憶しております。ですけど、私ども農林水産業を担当する課としましては、その地域の農地に欠かせない水を供給する池という農業振興の位置づけから、その所有者、所有権という問題もさることながら、そういった観点からこの事業を引き受け、地元も分担金を負担しますということのもとにこの事業を実施させていただいております。たしか、ことしでもう3年目になろうかと考えております。現場の私どもの意識としてはそういう形でやらせていただいております。

そして、子ども農山村の件につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、紀の川の小学校等来られて、ビジターセンターのほうへも行ったかと思えます。そういう、こちらへ農林漁村の体験をしに来る、そういった学校の生徒さんの費用、それを県から補助金をいただきまして、そのまま協議会を通して、そういった体験をした場所の費用として支払いをやっているものでございます。それ以外には全く使っておりませんので、そのかかった費用を、最後の精算では、そのかかった費用だけを精算して、それをまたその費用の補助金をもらって精算する。そういうことでございます。

朝日公園のトイレについてでございますが、これは管理につきましては現在も朝日区のほうでやっていただいております。

この設計におきましては、現在のトイレをもとに、同じように、現在のトイレに1カ所、用具置き場がございました。それを引き継いだ形で設計、ある程度概算の設計図面をつくってもらったものでございます。そして、地元とトイレの改修について打ち合わせの中で、そういったもう一つ倉庫という話が出た中で、こういう形の設計を出させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そうしたら、子供の旅費とか民泊代ありますね。1人何千円かかかるでしょうが。それはこの100万円の中からは出していかんと、支給せんということですか。例えば、そこの体験学習をすると。そうしたら、体験学習をした施設へだけそれを、こっからお支払いするということですか。

そして、町長、今私町長のお考えも聞いたんですけど、町長答弁なかったから答弁してくださいよ。県営ため池の分についてですよ。

それで、ここよくよく見ますと、これも前から、この資料を私どもに見せてもらったらく

わかるんですけど、今よくよく見ますと、掃除具入れというのあるんですよ、ここに。何の倉庫ですか、こら。2つも。幾ら予算があるからといって、これは余り。財政厳しいんですから、やっぱし。そら収納スペースは多いほうでいいですけど、必要であるかないか。どうしても必要かということでもって議論していただきたいと思いますが。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

トイレの件につきましては、今指摘の事項ちょっと再度検討しまして、持ち帰りしたいと思います。

それと子ども農山村については、そういった費用の負担するための補助金、それはこの100万円の中から、実際の体験、そして宿泊、そういったものの費用として協議会から各学校にかかった費用を支払う、そういう形でございますので、御理解いただきたいと思いますが。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

与根河池についての見解は、もう前のときも答弁させていただきましたけれども、町有地であるということの見解で通しております。ただ、所有者確定訴訟までこちら起こすこともできませんので、そういうことはしてませんけれども、市屋区からそういう訴訟が起これば、またそういう対応はしたいと思いますが、今のところそういうことではないと。その当時、地区の区長さんともいろいろ協議しました、あの当時。あれは引地さんのときやったか、前の前のときですか。その協議しながらしたときに災害が起きて、ちょっと中断してましたけれども、そういう面で話し合いでつくかつかんかということもあのとき議論したと思うんですけども、なかなかそういうのも、総会とかいろいろな分もありますし、今後は、うちの見解としては町有地ということで、グリーンピアの関係上、引き取ったときにはそういう見解でございます。そういう市屋としてさらに確定せえというのであれば、またその辺のことは協議はしていきたいと思いますが、今のところ見解としては町有地としての見解であります。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、まだこの事業は終わったわけでもないんですね、まだ残ってあるんです。だけど、よくよく見ますと、それははけ口というんですか、水が出ていくところの補修もしてありますが、堤体の補修もしてあるんです。堤体の補修もしてあると。だから、もうこれもうじき終わるんでしょうがね、今年度あたしで。今年度か来年度でもう終わるんでしょう。終わるんでしょうが、もうこれ終わるまでに、またこの上の堤もありますんで、そこも含めて、所有が市屋区が私とこのもんやというような見解では、いつまでも、県もそんな県営ため池なんて、県営ため池というたら県のため池やという、そういうことでしょうかね。県会議員さん知ってるんか知らんのか知りませんが、こんな細かいことまでやらんでしょうね。そらなかなか理解を得られんと思うんですよ。町のもんだとしても、難しいとこで、県営ため池というのが難しいとこでしょうかね。そこらあたしはやっぱり町のものであるということで、ずっとそういう姿勢を持ってきたんだから、ちょうどええ機会ですんで、ひとつそういうことも町

長みずから行って、話しして、その区とこのことについては決着して、その後のこともありますんで。グリーンピア南紀の跡地利用のこともあるんでしょうが。またそういうことも出てくると思いますんで、もうこの際ですよ、ひとつ決着していただきたいと思いますわ。町長、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 決着っていうんですか、物の例えが悪いかもわかりませんが、日本と中国のような、尖閣の問題のようなもので、もともと町有地であるものを町有地であるという主張をして、向こうがそうでもないという、そういうやり方で強硬なことになれば、それは対応しなくてはいけないでしょうけれども、町有地としての登記簿上もそういうふうな形っていうんですか。ただ、向こうの主張は歴史的中での慣行的なもので市屋区の所有やと、渡してないということが主張されてますけれども、そういうところの訴訟まで起きてするようなことではないかと思うんで、話し合いは話し合いとして今後はまた機会があれば、また続けていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） このことは国の領土問題と違いますよ、領土問題と。単なる所有権の、所有権がどこに帰属するか。領土と違うんですよ、領土と。勘違いしてもらったら困りますよ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 所有権と、物の例えでそうやって言うだけで、うちとしての、町有地としての見解でおるところへ、あえて向こうがうちのですという訴訟が起これば、こちらもまたそれに対応はしていきたいと思いますが、あえてこちらから、いろいろなことで紛議をつくっていくこともないかと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町が改修するにしろ何にしろ、町のお金を使って、そこをよくするためにはですよ、その施設なり、そういうものを、そういう施設が町に帰属するという、町のものやという前提のもとに、そういう工事なり補修なりしてるんでしょ、今まで。人のものを町がやりますか。お金かけて、改修なり補修なり新築なりしますか。しないでしょ。例えば、危ない、危険な工作物があると。それを個人のものであるからやの、町道がそばにあると。だけど、それを町が壊したり、撤去したりしますか。せんでしょ。改修したりせんでしょ。町の所有物が町であるんで町が改修もするんでしょ。その改修に際しては、受益者負担という考え方もありますんで、用水路なんかは受益者負担で、その受益者から負担金いただくんでしょ。町のもんでないものを改修するんであれば、町は知らん顔せえとは言いませんですけど、町は何もお金出さんでしょ。そういうこともあります。そういうことがありますんで、だからこれをするには、やっぱり町有として認めてもらわんとなかなか難しいですよという話はあると思うんですよ。領土と違うんですよ。尖閣と、歯舞、色丹と違うんですよ。そこからあたしは、やはりちゃんとした認識でもって事に当たっていただきたいと思いますよ。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほども言ってますように、あの当時から町有地としての見解で我々は進めておるところでございます。そういうところで、今後も向こうが主張がしてくれば、その辺のところでもたいろいろ協議はし、また決着つける場所については、またそういう法的なこともあるかと思うんですけど、こちらからそういうことをわざわざする必要もなかろうかと思っております。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時05分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 濟いせんが、先ほどのトイレの工事関係について再度お尋ねしたいと思います。

朝日の公園のトイレですけども、工事で2,500万円ほど当初予算から使うという、工事請負費で使うという説明だったんですかね、さっきのやりとりの中で。その3,500万円の当初の予算なんですけども、どんなだったかということでちょっと見せてもらったんですけど、この当初の予算資料の中で、このトイレ改修事業3,500万円の説明なんですけども、観光地としての向上を図るため、勝浦駅前トイレを初めとする公衆トイレを洋式化、温水洗浄便座に改修と。この中で、そういう大規模な改修という項目が全然出てないんですよ。説明がないんですね、この中に。それで再度、再確認ということで、その当初の予算説明をちょっと参考に見せてもらったんですけども、この中では県の観光施設整備事業補助金をいただきました、トイレ改修工事の予算を計上しておりますと。トイレの改修につきましては改修2件、オストメイト用の設置1件、ウォシュレット化1件を予定しておりますと。こういう説明はされているんですけども、そのときに3,500万円の工事費でこれだけの、当初の予算資料のような簡単な改修だけで3,500万円も要るのかというようなことで質疑をすればよかったですけども、そのとき聞いてないんであれなんですけども、この3,500万円の予算の内訳見せてもらいましたら、県の観光施設整備事業で1,750万円、補助金ですね。それでその他、これは元気の交付金1,700万円ですかね。そして、一般財源が500万円と。その2,500万円朝日の公衆トイレを新築する場合、この補助金に該当するんでしょうか。あそこは県の観光施設整備事業に該当する場所なんですか。観光地としてのトイレ、ウォシュレットとかそういうようなものに変えるのは何とかあれだとは思いますが、そういう建てかえすること自体に対して、それだけの補助事業として認めてもらえるのかどうか、ちょっと疑問なんですけど。ですから、当初予算にも詳しい説明がないようなものに対して、今度の、きちんとした補正もせずに使うと。そういう対応ができるのかどうかですね。今度の補正の内訳見ましたら、施設整備事業補助金で1,819万3,000円と、これはもう那智山のトイレのあれに充てるんだという、3,000万円のうちのこれは

充てるんだというようなことがわかるんですけども、ちょっとその点疑問なんで、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

朝日公園のトイレについてでございますが、この補助事業の関係につきましては、既に県との、当初予算のときに、この朝日公園の改修、これがあるということで、県との協議もやっております。議員おっしゃられるように、位置的なもので疑義される部分もあったんでございますが、観光客の町なか周遊、そういった部分からのニーズもあるということで県のほうの事業としては了解をもらっているところでございます。

当初で上げさせていただいた部分については、JR紀伊勝浦駅のトイレのオストメート化、そしてこの朝日公園の、当時は大規模改修というて説明させていただいたかと思います。それで、大門坂茶屋のトイレの改修、そして市屋の古道沿いのところのウォシュレット化、そしてあと体育文化会館の中のトイレの改修ということで、この部分につきましても観光施設整備事業ということで、県の承認いただくまでちょっといろいろ議論はございましたけども、県のほうからこの分についてはオーケーをもらっているところでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 県が認めているんだと。改修の場合は認めているんですね。今度の新築するんだということについてはまだ何も、申請をしてるんでしょうか。申請はまだしてないんですね。

〔「協議はしております」と呼ぶ者あり〕

協議はしているんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、いけるというふうなことで、認めるというようなことになっているんですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ただ、その説明のほうで今ちょっと詳しい、いろいろとしてくれましたけども、当初のときに、会議録のこの提案理由の説明見ましても、そういう詳しい、ないんですね。これについて説明を求めて、質疑をすればよかったんでしょうけども、そこまで気つかなかったんで、我々の落ち度にもなってくるんですけども。ただ、そういうことで改修費用というようなことでやっておりますながら、今回大きく建てかえに変更するというのが、ちょっと納得がいきにくいんですけど。予算の審議のときも全然当初の工事請負費ではやってないと、聞いてないと。そういうような中で今度こういうふうに出てくるというのは、ちょっと納得しにくいと思うんですよ。

そして、この図面を見せていただいたら、男子トイレは大のほうがこの中には入ってない。これどんなにするか知りませんが、多目的トイレを使うんかどうかも知りませんが、入ってない。それで、先ほど6番議員言うたように、掃除の道具入れる倉庫が大きくとってあ

って、その便所の中にきちんとした掃除道具の入る場所がある。そうした中で、また余分につくると。それで、その倉庫自体、ほかの倉庫自体も災害用備蓄の倉庫だと。ちょっと観光施設整備事業の目的と沿いかねるような計画なんですけども、ちょっとその点大丈夫なのかどうかお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、当初予算の中で説明が不十分だった件についてはおわび申し上げます。

また、この部分につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、県の観光交流課の中では、県の現在のトイレ、トイレ大作戦という県のほうでは言ってるんですけども、県内の観光地のトイレを美しくして、そして和歌山県が日本で一番トイレの美しい県にするんだ、そういった目標の中で予算をつけてくれております。これが観光施設整備事業として全てよいのかという部分の今質問でございましたが、それにつきましても、ある程度拡大解釈というんですか、解釈の中で県のほうは県内の全てのトイレ、公衆トイレをきれいにしたいという部分で現在半額の助成をしてくれているところがございます。ですから、その事業のあるうちについてというのは、またこれは語弊があるかもわかりませんが、やはり将来整備の必要となってくるトイレでございますので、現在この補助金、県のほうは要望があるだけつけるというふうに言ってくれております。ですから、そういったものについてはこの補助金で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今言うように、知事さんも県内の観光地の公衆トイレはきれいな形にして、誰が来ても喜んでもらえるようなトイレにするんだという意気込みでやってくれているんですけども、朝日の公園のトイレは誰が見ても、今の状況は汚いと。そして、昔から遊びに来た子供たちが悪さをして、トイレを壊したり、ドアを壊したり、いろいろされているわけなんですけども。改修してきれいにするのは私も賛成なんですけど、ただこういうふうに拡大的に、不必要やないかと思われるような、別にすればいいんじゃないかと思われるような倉庫までつけて、そしてそういうようにやること自体が整備事業の補助金の目的にかなっているのかどうか。それがちょっと疑問に思うんですよ。その点十分、今後県のほうとも協議していただいて、かかる前に協議していただいて、それでかかってしても、後でくれなんだと、これは補助対象外だというようなことになりましたら大変ですので、その点は十分協議して、検討していただきたいと。それで、この設計についても十分検討していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 今議員おっしゃられた県との協議、これも事業着手の前に、十分きっちりした形を整えた上で実施したいと思います。

また、この規模につきましても、先ほど6番議員のときにも答弁させていただいたと思いますが、適正な形に検討を加えて、縮小という形で設計を見直すということで、必要十分な

部分で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 教育費の関係です。先ほど、文科省のほうの何かの関係、グリーンエデュケーション云々ということをお伺いしましたが、文科省のほうで今いって、これは一般財源ですね、全部。瀧本次長、補助金好きな瀧本次長にしては、ちょっとこれ全然入ってないんで。

あと、これがこのコンテンツで曼荼羅を写して、日本で3件言うたんですか、これはやるっていうのは。それが文科省の紹介って言ったんですか。それが、ちょっとそこら辺詳しく教えていただきたいのと。

あとは、これは外に向かって発信していくわけですね、これ。スマホで撮って、そして動画を見れると。また、岡山か兵庫か、あっちのほうでそういうような会議があつて、そこへ行って、また発表するという。外に向かっていくだけでなく、教育のほうで、外へ行く前に自分とこの地元の学校全体が、そういう言うたら、この前の災害のときの発表してくれた、市野々小学校の、僕はあれはすごいいい、神武のこととかいろいろ、いい生涯学習だと思ってまして、それをやはり町内で郷土史としてしっかり扱って、町内の学校でも十分やっていかないと、外へ発信して、外で聞きました。おたくはすごいねと、私は知りませんという人も出てきますんで、そこら辺も十分しっかりやっていただかないと、外へばっかり行ったらいかんなど思うんですけど、それとあわせてお願ひします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員御質問の部分でございます。文科省の補助金をいただいて、グリーンエデュケーションという会社が全国で3つの、こういうICTというんですか、使ったものをつくっていききたいという当初お話がございまして、勝浦でふるさと学習の中でというお声がかかりがございました。それは全国で3カ所だったのを、うちは参詣曼荼羅という室町から伝わる図がある。この図の何カ所かに、そういうコンテンツを載せることによってできないかというふうに投げ返しましたら、その全国3カ所やると言っていたのを那智勝浦町1カ所で3つ分をつくっていききたいというお話をいただきました。それはもう業者が文科省の補助金を受けて自前でやる話でありました。ただ、私ども教育のほうで、参詣曼荼羅の紹介にしたって、ふるさと紹介にしても3カ所では足りないだろうと感じまして、それで追加であと3カ所ほど参詣曼荼羅にそういう部分を設けたいということで今回の補正のお願ひをしてるわけです。

そういう部分で、議員後段のお話になりますが、那智勝浦町の子供たちも含めての話は、まさにおっしゃるとおりで、全員に共通認識として郷土の文化、歴史を知っていただくということで、27年度に向けて、ちょっとまた文科省のほう、総務省と絡みになるんですが、手を挙げさせて、今準備をさせていただいておりますが、ただそれが国のほうの認可に、総務省と文科省の共同の事業でございますので、いただけるかわかりませんが、議員おっしゃられる、各学

校の子供たち、自分たちのふるさと、住んでいる、小学校を今中心に考えております、小学校の歴史を知っていただく機会をつくりたいということで、27のほうでちょっとその分は考えさせていただきます。

今回の場合は、那智参詣曼荼羅の載っておる勝浦小学校と市野々小学校を対象に、ふるさとのこういう素材を使って、自分たちの郷土の歴史を学んでいただいて、その発表の場として参詣曼荼羅で全国の人がスマホなりタブレットなりで、かざすと子供たちの勉強した部分が見れるということで、子供たちにとっては、先ほども申しましたが、各学校でふるさと学習しても、学校の中の発表、またお父さん、お母さんへの発表だけだったのが、自動的に日本全国からその発表が見れるというシステムづくりという形の今度の補正のお願いでございますので、一步一步、子供たちに郷土愛を育ますためにも、こういうことをつなげていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 今言われたところでちょっとわかりにくいのが、文科省と総務省って言いましたよね、今。

〔「27年度です」と呼ぶ者あり〕

僕が言やるのは、町内の学校あるじゃないですか。それで、今市野々小学校が生涯学習で発表したやつ。その歴史の学習というのを各小学校、町内の学校では、市野々小学校の発表したやつをみんなに伝えて、1回見せるとか、そういうふうなことしとかなないと、全国で見せてるのに、町内の学校では流してなかったとしたら、言ったら知らないっていうのがあるじゃないですか。もちろん、歴史学、郷土史っていうのは自分とこの、学校史やったけど、郷土史ですね。学校の歴史じゃなくて、町の歴史ですね。それをやっぱり、昔は熊野比丘尼という人がずっと、今言ってるのは熊野比丘尼の電子版みたいなもんじゃないですか。それをここの子供たちにしっかり先に植えつけることも大切なんで、できれば、みんなこういうふうな形で、市野々小学校がこういう発表してます、うちの町はこういうふうな歴史を持つてる町ですっていうことをしっかり町内でやっとならないといけないんじゃないかと。郷土史はこれからもずっと、今小学校言われましたけど、中学校で知らない人があったら、中学校でもやっぱりある程度の時間をとって、1時間というたら1時間なりでやったほうが、この機会にやっつくほうが、今度はそれを聞いた子供たちがよそへ行ったとき熊野比丘尼になるんですからね。タブレット見る人ばかりじゃないですから。だから、そういうふうな、これを機会にやるんだったら、学校の郷土の歴史の勉強というのもしっかりするような形っていうのはつくったらいかがですかっていうのも聞いているわけです。教育長どうですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員おっしゃる意味はわかります。各小学校で各校独自でふるさと学習、その地域の学習等しております。今回たまたま、市野々小学校がああいう研究、那智の火祭りの研究するということでしているときに、先ほど言いました文科省の補助金を受けた業者とタイアップで、その部分を撮影させていただいて、その発表の場として3県知事サ

ミット、皆さんお越しいただいた、あその場でその成果を発表することができたという部分でございます。議員おっしゃられるように、各学校自分とこ独自のそういう勉強している。市野々こう発表したというのを、ちょっと市野々だけ特出して持っていきにくいとございます。ただ、参詣曼荼羅のように、過去からある熊野信仰のもとになったような立派な図面を町内の子供たちに見せていくということも重要なことでございます。そういうことも踏まえて先ほど、今回のこれには関係ないんですが、27年度、一応手を挙げさせていただいて、許可いただけるかどうかわからない話をさせていただいて申しわけないんですが、各小学校のお国自慢と言いましょうか、その地域自慢のようなことのふるさと学習をして、各学校にさせていただいて、それを各小学校のお国自慢を全部集めたら、1つの町内の全ての地域自慢、子供たちが考える。そういうふうな構想で今進めております。その部分は議員がおっしゃられる、みんなでその部分を共有できるというものになってくると思いますんで、今その部分を、将来27年以降に備えて計画させていただいております。

ただ、今回の分は、参詣曼荼羅の中へ入れていくという補正のお願いです。勝浦小学校については、参詣曼荼羅ではないんだけど、マグロに関係したことも入れたいということで、今それをちょっとどういうふうにするか考えておるんですけど、今回の補正のお願いについては参詣曼荼羅へ追加で、業者が文科省でやってくれた以外に追加で、うちのほうで、那智勝浦町の教育委員会としてつくっていききたいという補正のお願いであります。ただ、議員のおっしゃられる部分については今後検討していく、こちらもそのつもりで今いろいろ模索しながら進めていっております。

○議長（森本隆夫君） 2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 今ので、各学校の研究したやつを集めてって言ってますよね。僕が言やるのは、タブレットで流して流れるのが、市野々が研究した磐余彦から神武に向かってのいろんなことをこの前言うてましたね、町史で読みましたね。そこら辺のところを、郷土の町のいにしへの歴史というんか、そういうような部分では伝えておくほうがいいんじゃないかということです。みんなの町の生涯学習持ち寄ってというんじゃないくて、あその磐余彦から神武にここを通過して、ヤタガラスもありのということの云々のやつも教えるべきじゃないかなというのを思ってるんですけど。これを機会にですよ。この100万円というのでそれを発信するんですからね。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員おっしゃられる部分も、私どもも一番最初に注意せないかんと思うのが政教分離という部分もございまして、そこも注意しながら、今後こういう学校全体の子供たちに、熊野信仰のいわれから始まっての、お伝えできるかどうか、今後の研究課題とさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 済いません。その関連なんですけど、先ほどのやつなんですけど。グリーンエデュケーションが文科省で3カ所分の予算とってこられて、こういうことをやりません

かということ。当町としたら、それだけで足りんから、この予算をつけるということですよ
ね。

3つにプラス3つしていくという形で。この事業予算って、例えば6つ分の予算いうてどの
ぐらいの金額になってくるのかなあと想着て、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） コンテンツ、その撮影する1カ所を映像にまとめるので大体
30万円から35万円かかるというお話をいただいております。今回の補正については、そのま
た発表に行かせていただいたり、その映像をうつすに当たっての衣装を考えたりする部分も含
まさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 要は、そうじゃなしに、曼荼羅に携帯をかざしたときの結局コンテンツが
出てくるという事業に大体、人の予算なんですけど、グリーンエデュケーションですか、その
予算とうちの予算で、大体そういうことをするには幾らぐらい総額がかかるんかというこ
とを。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 文科省の補助金をいただいたグリーンエデュケーションは
100万円の事業だそうであります。私どもは残りの部分、映像とそういう発表に行く旅費です
ね。これも勝浦小学校と市野々小学校、両方ちょっと全員生徒を連れていくのは苦しいとい
うことで、勝浦小学校と市野々小学校、校長交えて話しさせていただいて、市野々小学校6年生
が8人、5年生が6人を連れて、もし発表に行けるとなったらという予算を組まさせていただ
いております。ですから、合わせまして400万円弱、380万円ぐらいの話になると思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第9、議案第56号平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第56号平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,885万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4支払基金交付金から款8繰越金までの補正で、補正前の額18億5,840万5,000円、補正額2,045万2,000円の増、計18億7,885万7,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款4諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額520万円の増につきましては、第2号被保険者に係る保険給付費の25年度実績確定により、交付金の追加分を受け入れるものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額961万9,000円の増につきましては、人事異動に伴う人件費の増及び平成25年度実績確定に伴う精算によるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額978万1,000円のうち、節2給料から節4共済費までは、人件費の増に伴うものでございます。節25積立金563万1,000円につきましては、前年度実績確定に伴うものでございます。

款4諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額908万7,000円、目2支払基金交付金返納金、補正額158万4,000円、計1,067万1,000円のそれぞれの節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成25年度の各負担金の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第57号 平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第10、議案第57号平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第57号平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、平成26年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧を（資本的収入が資本的支出額に対し不足する額9,217万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額5,857万円、過年度分損益勘定留保資金3,360万1,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額10億7,739万5,000円に、補正予定額310万1,000円を追加し、計10億8,049万6,000円とするものでございます。

第2項簡易水道統合整備事業費、既決予定額7億9,732万1,000円に、補正予定額310万1,000円を追加し、計8億42万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出、支出でございます。

款1 資本的支出、項2 簡易水道統合整備事業費、目3 固定資産購入費、節区分1 土地購入費、既決予定額0円に対し、310万1,000円の補正をお願いするものでございます。この補正は、説明欄記載の取水及び導水施設用地443平方メートルの購入費でございます。

資料をごらんいただきたいと思っております。

既存取水樋門の代替施設として県が施工してくれます取水樋門と接合井を本町としては、上の図面にありますように、当初黄色で示した取水樋門と接合井を一体構造として堤体内に施工してほしい旨を県に依頼しておりました。しかし、平成25年7月ごろ、県の回答としましては、取水樋門と接合井は一体構造と認めず、堤体内もしくは堤体に影響のある範囲には接合井は施工しない、よって町施工の取水井側、青色の位置に接合井を施工するとのことでの回答でございました。これは河川法の2Hルールを適用するとのことでありました。2Hルールとは、堤防堤体の安全性を確保するため、河川構造令で堤内遅速の構造物の根入れについては、堤防の法勾配が通常2割勾配のため、高さ2倍以上の法尻から離すとされております。しかし、本町としては青の位置で施工されますと、新たに施工した取水井からの取水が始まっておりますので、取水井の取水能力に影響が出る可能性と濁水の流入が予想されるため、再度県と協議したところ、平成26年4月に、図面下の県提示代替案として、取水影響範囲外である赤い部分に接合井と取水樋門を変更するとの計画案の提示がありました。町取水施設工事も進んでおり、これ以上県取水門の設置計画が確定しないまま本工事を進めることは困難な状況でありますので、県の提示案に合意いたしました。その結果、今回の用地が必要となったことから補正をお願いするものであります。

また、用地単価につきましては、県が評価している隣の南大居1518-2の単価と同額の7,000円を予定しております。

水道事業予算の補正につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第58号 財産の取得について

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 議案第58号について説明させていただきます。

〔議案第58号朗読〕

次のページをお願いします。

入札執行調書でございます。

入札は、平成26年7月18日午後1時30分から、那智勝浦町役場大会議室において行いました。平成17年3月配備の災害対応特殊救急自動車の経年による老朽化が著しいため、更新配備するものです。近隣の取扱業者である表記載の3業者を指名し、指名競争入札の結果、和歌山トヨタ自動車株式会社が第1回目で落札いたしました。消費税を加算いたしまして1,647万円であります。

なお、第1回定例会の今年度予算説明では高規格救急車と説明申し上げましたが、緊急消防援助隊登録車両としての補助金申請及び交付が認められましたので、名称を災害対応特殊救急自動車とさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第12 議案第59号 財産の取得について

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第59号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 議案第59号について説明させていただきます。

〔議案第59号朗読〕

次のページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札は平成26年7月18日午後2時から、那智勝浦町役場大会議室において行いました。このたび整備予定の災害対応特殊救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材を整備するものです。近隣の取扱業者である表記載の2業者を指名し、指名競争入札の結果、セイコーメディカル株式会社が第1回目で落札いたしました。消費税を加算いたしまして845万6,400円であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第60号について御説明させていただきます。

〔議案第60号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員さん3名につきまして、現委員の濱口憲一氏の任期が平成26年9月25日をもって満了となります。後任といたしまして石田守氏を選任いたしたくお願いをするものでございます。氏の略歴につきましては、昭和49年4月、那智勝浦町農業協同組合に入組、就職、平成17年6月に退職されまして、同7月にみくまの農業協同組合の常務理事に就任、平成23年6月に退任をされております。

御同意をいただきましたならば、任期は平成26年9月26日から29年9月25日までの3年となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第61号 教育委員会委員の任命について

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第61号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第61号について御説明申し上げます。

〔議案第61号朗読〕

本町の教育委員として御尽力をいただきました伊藤松枝氏の任期が平成26年10月21日をもって満了となります。その後任といたしまして松下裕次郎氏の任命同意をお願いするものでございます。氏の略歴といたしましては、昭和63年4月、那智自動車販売株式会社入社、平成17年

12月、那智自動車販売株式会社代表取締役社長に就任されております。また、平成23年4月、勝浦小学校育友会会長、また那智勝浦町連合PTA会長を歴任されております。保護者からの教育委員として任命同意を賜りたく、上程をさせていただいております。

任期につきましては、平成26年10月22日から平成30年10月21日までとなっております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本隆夫君） 日程第15、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては法務大臣の委嘱であります。人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。今回お願いいたしております汐崎佐氏につきましては、平成26年12月31日をもって任期満了となります。木戸浩二氏の後任として推薦いたしたく、議会にお諮りするものでございます。同氏は、家業を継承後、地元天満地区の地域活動に貢献され、地区住民の人望も厚く、その誠実な人柄から、民生委員、児童委員も務められております。子供から高齢者まで、幅広く相談業務に対処され、当地区の人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、新たに推薦するものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は平成27年1月1

日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本隆夫君） 日程第16、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第2号朗読〕

人権擁護委員につきましては法務大臣の委嘱ですが、人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。今回お願いいたしております上田悦子氏につきましては、平成26年12月31日をもって任期満了となります中村起士央氏の後任として推薦いたしたく、議会にお諮りするものでございます。同氏は、40年間にわたり保育士として勤務され、うち23年余りの長き間、園長として御活躍されました。在職中は保護者からの人望も非常に厚く、子供の人権問題に深い造詣があり、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、新たに推薦するものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は平成27年1月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本隆夫君） 日程第17、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔陳情文書表及び陳情書朗読〕

○議長（森本隆夫君） ただいま局長朗読のとおりです。陳情文書表のとおり、陳情受理番号26年4については厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 意見書第1号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 (案)

○議長（森本隆夫君） 日程第18、意見書第1号ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題とします。

局長から意見書案を朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

〔意見書第1号朗読〕

以上でございます。提出先については別紙に記載されているとおりでございます。

○議長（森本隆夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について



御説明申し上げます。

現在、国内でウイルス性肝炎に持続的に感染している患者は350万人と言われており、実に約35人に1人の国民がウイルス性肝炎に感染しているような状況です。とりわけ、肝臓に重い病気を持つ患者の多くがこのウイルス性肝炎患者とのことです。また、肝硬変患者の75%がウイルス性肝炎に感染しており、肝がんの85%がウイルス性肝炎に感染、毎年3万5,000人もの方が肝がんで亡くなっております。

これらウイルス性肝炎は、B型肝炎については多くが幼少期の予防接種における注射器、注射針の使い回しにより感染、またC型肝炎についても輸血などによって多くの方が感染したと言われており、これらは国の医療行政や医療が起因する、いわゆる医原病であり、国内最大の感染症です。平成21年に制定された肝炎対策基本法の前文においても、ウイルス性肝炎が国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものとされています。

しかしながら、国が現在ウイルス性肝炎患者に対して実施している医療費助成は、ウイルスを抑える薬に限定されています。ところが、既に重篤な肝臓の病気、つまり肝硬変や肝がんになってしまっている患者は、もはやウイルスを抑えても肝臓がもとに戻ることはなく、重い症状のために十分に働くこともできず、高額医療費の負担を余儀なくされているのです。ウイルス性肝炎患者の多くは国の医療行政や医療の問題によって感染し、その結果肝硬変、肝がんの症状が悪化した方々です。予防接種や医療上の輸血などによって、国民が医療サービスを受けてきた一方で、多くの方々が犠牲になってきたものと言えます。これらのことから、国がウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設することが強く求められています。

もう一つ、肝硬変など肝疾患には、身体障害者福祉法上の障害者認定制度が適用されています。しかしながら、その認定基準が余りにも厳しく、意識障害や黄疸が出るような症状でなければ、一番低い4級の障害さえ認定されず、死亡する直前でなければ認定を受けることができないという事態も指摘されており、生活支援の実効性が果たされていないと言われています。よって、ウイルス性肝炎疾患に係る身体障害者福祉法上の障害者認定制度の基準を緩和し、患者の実態に応じた制度にすることが強く求められています。

この意見書に関して、ウイルス性肝炎の患者会や関係団体による署名活動によって、平成26年上旬の約5カ月間で50万人を超える署名が集まりました。また、全国の地方議会においても既に数百件の意見書が提出されており、和歌山県内においても和歌山県や串本町、新宮市、白浜町、上富田町など、14の市町が提出されています。

これらのことから、那智勝浦町議会におきましても本件の意見書を提出し、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設と、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度とすることを国に求めるべきものと思慮いたします。議員各位の御同意を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 提出者に対し質疑を許可します。

〔2番荒尾典男君「議長、動議」と呼ぶ〕

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 意見書1号につきましては、厚生常任委員会に付託し、さらに審議を深めていただきたく、動議を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） ただいま2番荒尾君から、意見書第1号を厚生常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

本件を厚生常任委員会に付託することの動議を議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件を厚生常任委員会に付託することの動議は可決されました。したがって、意見書第1号は厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時42分 散会